

## 排水基準見直しに当たっての基本的考え方及び排水基準（素案）

（※本資料については、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方に沿って、事務局で作成したものです。）

### 1. トリクロロエチレンに係る排水基準見直しに当たっての基本的考え方

今回の排水基準の見直しに当たっては、下記のとおり、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

＜健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方＞

- 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として、環境基準値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。
- 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の排水基準を適用する。
- 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

### 2. トリクロロエチレンに係る排水基準について

基本的考え方を踏まえると、トリクロロエチレンに係る排水基準は表1に示すとおりとなる。

表1. トリクロロエチレンに係る排水基準

	上乗せ条例	生活環境保全条例
	特定事業場	届出事業場
上水道水源地域	<b>0.01mg/L 以下</b>	<b>0.01mg/L 以下</b>
上水道水源地域以外の地域	上乗せ条例は適用しない (法の排水基準(「 <b>0.1mg/L 以下</b> 」)とすることを検討中)が適用される)	法の排水基準と同じ

上水道水源地域における既設の特定事業場及び届出事業場については、排出水の濃度が排水基準の見直し案（**0.01mg/L 以下**）を満足している。また、新設事業場については、トリクロロエチレンの排水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。

したがって、トリクロロエチレンに係る排水基準は表1のとおりとすることが適当である。

### **3. 暫定排水基準の必要性について**

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場については、「2. トリクロロエチレンに係る排水基準について」で検討したとおり、既設事業場については排出水の濃度が排水基準の見直し案を満足していること、また、新設事業場についても、トリクロロエチレンの排水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排水基準の見直し案を満足することが可能と考えられることから、暫定排水基準を設けなくても支障はない。

同様に、上水道水源地域以外の地域における届出事業場についても、既設事業場及び新設事業場とも暫定排水基準を設けなくても支障はない。

### **4. 排水基準の適用開始日について**

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に係る見直し後の排水基準について、現状において既設事業場は満足しているが、今後、新たにトリクロロエチレンを使用する施設を設置する事業場が立地することが考えられるため、水道水源保護の観点から、必要な手続きを経て可能な限り早期に適用することが適当である。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場に係る見直し後の排水基準については、法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。

### **5. 既設事業場に対する周知期間の設定について**

既設事業場に対しては、現状において見直し後の排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はない。